

**障害者総合支援法等の見直しに向けて**

平成 28 年に成立（平成 30 年施行）した、〈障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下、改正法）〉附則第 2 条の検討規定により、障害者総合支援法等の見直しに向けて、令和 3 年 3 月から社会保障審議会障害者部会（以下、障害者部会）での議論や、関係団体へのヒアリングが行われてきました。12 月 16 日に、障害者部会が、『障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて』の中間整理をまとめました。構成は、次の目次のとおりです。

目次

- I はじめに
- II 基本的な考え方
- III 障害児支援について
- IV 引き続き検討する論点について
 - 1. 障害者の居住支援について
 - 2. 障害者の相談支援等について
 - 3. 障害者の就労支援について
 - 4. 精神障害者等に対する支援について
 - 5. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について
 - 6. 制度の持続可能性の確保について
 - 7. 居住地特例について
 - 8. 高齢の障害者に対する支援等について
 - 9. 障害者虐待の防止について
 - 10. 地域生活支援事業 について
 - 11. 意思疎通支援について
 - 12. 療育手帳の在り方について

I のはじめにでは、平成 28 年の改正法成立から中間整理にいたる経過、さらに、今後の見通しが記載されています。II の基本的な考え方では、今回の見直しの基本的な考え方の 3 つの柱に沿って、総論

2021年12月28日発行

的な記載がされています。Ⅲの障害児支援については、今回の整理を踏まえつつ、児童福祉法改正法案が、令和 4 年の 1 月から召集される通常国会に提出される予定です。

Ⅳの引き続き検討する論点については、障害者部会で今後も議論を続け、令和 4 年 5 月以降に最終的な報告書としてとりまとめられる予定です。Ⅳの 2 には、障害者の相談支援等についての記載があり、「現状・課題」と「検討の方向性」の 2 つに分けて記載されています。

障害者の相談支援等についての「検討の方向性」では、大きく 3 つの項目に整理し、一つ目は「基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備」。二つ目は、「「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化」。三つ目は、「地域相談支援及び自立生活援助」となっています

一つ目の「基幹相談支援センターを核とする地域の相談支援体制の整備」では、相談へのアクセスのしやすさと、どのような相談もまずは受け止めること。基幹相談支援センターの設置促進と、人材育成や支援者支援。ピアサポーターの有効性や、相談支援事業の中立公平性。重層的支援体制整備事業を視野に入れ、他法他施策による相談支援等との連携強化等が書かれています。

二つ目の「「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化」では、多様な主体の参加を得ながら住民の個別の課題から課題を抽出し、解決を図ることが重要で、計画相談支援事業所等の参加により、協議会の一層の活性化を図っていく必要。協議会の周知や、自治体と相談支援事業者が協働する取組が重要。障害福祉分野の複数の協議の場が、合理的・効率的に開催されるような運用上の工夫。都道府県協議会と市町村協議会の、効果的な連動等が書かれています。

三つ目の「地域相談支援及び自立生活援助」では、

相談支援事業者が取り組みやすくなるよう、自立生活援助の人員基準の在り方について検討。自立生活援助について、利用者の状況に応じた標準利用期間や更新手続きの在り方、支援内容や報酬について検討。自立生活援助と居住支援法人の連携を推進等が書かれています。

なお、精神保健福祉法と障害者雇用促進法についての議論も、障害者部会とは別の検討会や、審議会の分科会で、今後も同時並行的に行われる予定です。

『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』の中間整理の全文は次の厚生労働省のホームページからダウンロードすることができます。正確な内容は、こちらでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941_00001.html

ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 社会保障審議会(障害者部会)> 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて



編集後記

早いもので、年末のご挨拶をする時期となりました。コロナウイルスによる影響で、先を見通しづらい状況ではございますが、健やかに過ごされたいと思いますようお祈り申し上げます。

さて、当所では、誠に勝手ながら来年より、皆さまへ年賀状での挨拶を控えさせていただくことになりました。何卒ご了承のほどよろしくお願い致します。今後はメールや電話等で、ご連絡させていただければ幸いです。

ピアサポーターの

相談支援事業所向けパンフレットのご案内

ワン・オールが、札幌市より事業委託を受けている「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業 ピアサポーター活用業務」において、この事業を指定一般相談支援事業所の皆様に活用いただくためのパンフレットを作成しました。精神科病院から退院され地域生活へ移行する方を対象に、相談支援事業所や病院などと一緒に、ワン・オールに所属するピアサポーターも関わることができます。

同じ障がいや病気を持つ仲間であるピアサポーターだからこそ、わかる気持ちや見える景色があることもあります。パンフレットには、地域移行の上で、ピアサポーターがどのように関わることができるかなど、今まで関わった事例についても掲載しています。精神科病院からの地域移行を考えているご本人や、応援されている相談支援事業所の皆様の一助となればと思います。

年明けに、皆様のお手元にお届けする予定をしております。ぜひ、ご覧ください。

＜これまでの活動実績＞

精神科病院	10ヶ所
(総合病院の精神科病棟を含む)	
対象者数	18人
内、退院者(延べ)	14人
※2015年度～2020年度の実績	

【その他の活動紹介】

- 精神科病院からの依頼で、活動報告や実績報告を実施。
- 地域移行の推進に関わる機関へ、ピアサポートの周知活動を実施
- 精神科病院に入院中の患者さんに対して、地域移行のイメージを同じ当事者の立場で伝える活動を実施。

＜問合せ先＞

さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール

＜所在地＞

〒064-0808
札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号

＜連絡先＞

電話 011-213-0171
e-mail sapporo@one-all.net
ウェブサイト http://one-all.net

・分からない事があれば、お気軽に連絡下さい
・地域移行でお困りの際は、ご相談下さい

さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール

〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL: 011-213-0171

FAX: 011-213-0172

E-mail: sapporo@one-all.net

URL: one-all.net